

## 6 教育・保育等の状況

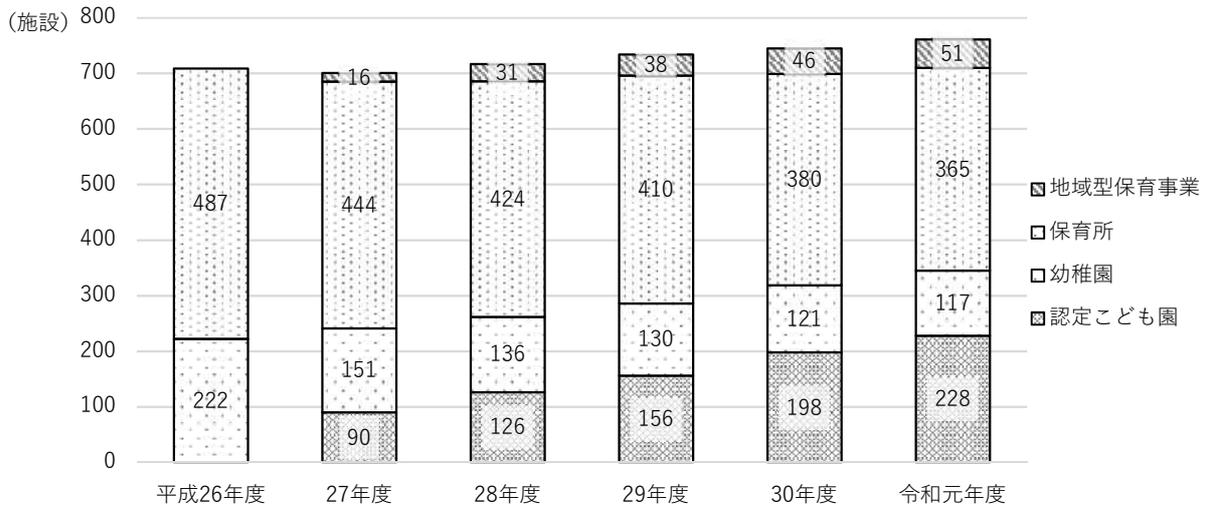
### (1) 教育・保育施設の状況

#### ① 施設の推移

県内の教育・保育等の施設数は、2015（平成27）年度の子ども・子育て支援新制度開始時において、701施設（幼稚園151施設、保育所444施設、認定こども園90施設、地域型保育事業16施設）でした。

2019（令和元）年度は761施設（幼稚園117施設、保育所365施設、認定こども園228施設、地域型保育事業51施設）であり、2015（平成27）年度と比較すると、60施設増加しています。

図表- 120 教育・保育施設等の推移

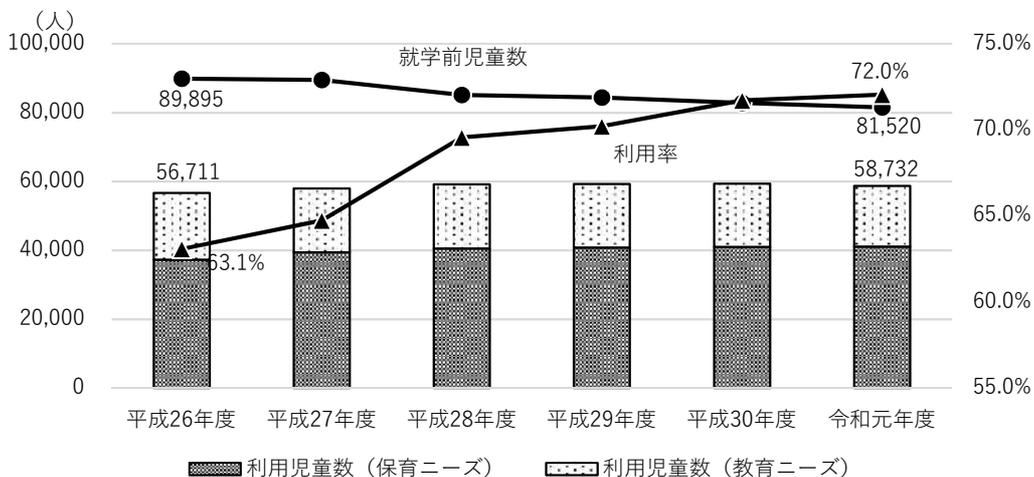


資料：県子育て支援課調べ（分園、休園を除く）

#### ② 利用児童数の推移の推移

県内の教育・保育等の利用児童数は2014（平成26）年度は、56,711人と就学前児童数（89,895人）の約63.1%でしたが、2019（令和元）年度は58,732人と就学前児童数（81,520人）の72.0%となっており、就学前児童数は減少しているものの、利用児童数及び利用率は上昇しています。

図表- 121 利用児童数の推移

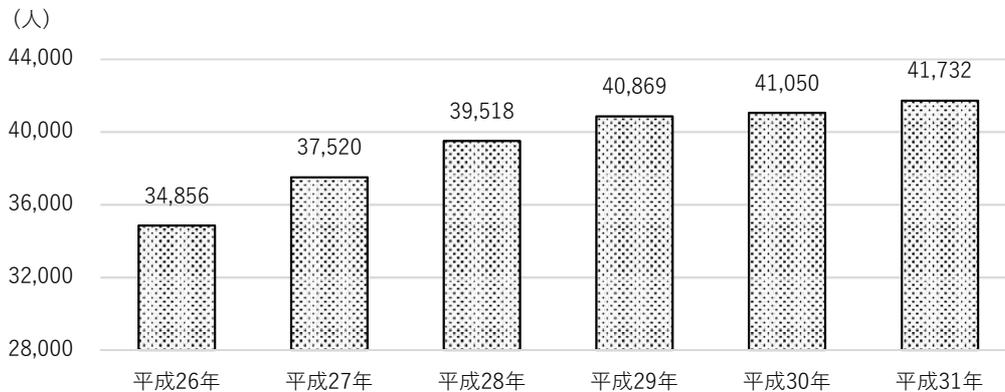


資料：県子育て支援課調べ

③ 利用定員（保育ニーズ）

本県の2014（平成26）年度の保育ニーズに係る利用定員は、34,856人でした。以後年々増加し、2019（令和元）年度は41,732人と2014（平成26）年度と比較すると、6,876人増加しています。

図表- 122 利用定員（保育ニーズ）の推移



資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

注：2015（平成27）年以降の利用定員は、保育所、認定こども園（2・3号）、地域型保育事業の合計

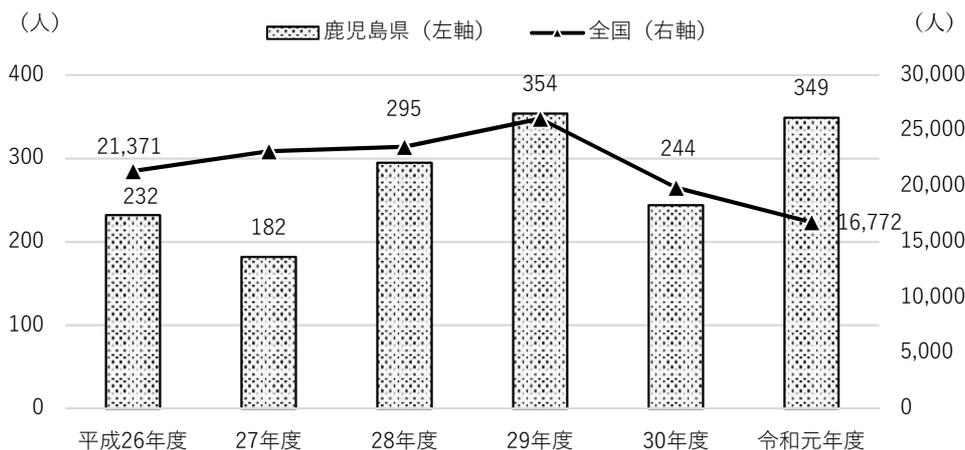
④ 待機児童の推移

本県の2015（平成27）年度の待機児童数は、232人でした。以後、増減を繰り返しながら、2019（令和元）年度は349人となっており、2014（平成26）年度と比較すると117人増加しています。

利用定員数（保育ニーズ）は年々増加していますが、利用児童数も増加しているため、待機児童が生じている状況が続いています。

また、全国の2019（令和元）年度の状況は16,772人と、2014（平成26）年度と比較すると4,599人減少しています。

図表- 123 保育所等待機児童数の推移



資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。

待機児童を市町村別に確認すると、2014（平成26）年度は出水市（70人）、薩摩川内市（53人）、鹿児島市（47人）の順でしたが、2019（令和元）年度は鹿児島市（209人）、始良市（95人）、奄美市（26人）の順となっています。

図表- 124 待機児童の推移（市町村別、単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鹿児島市	47	24	151	252	158	209
出水市	70	67	66	41	7	2
薩摩川内市	53	31	6	7	4	2
南さつま市	3	—	—	—	—	—
奄美市	25	15	32	3	2	26
南九州市	—	11	—	—	—	5
始良市	31	29	25	39	62	95
大和村	—	—	—	—	—	4
龍郷町	3	—	—	—	—	—
徳之島町	—	5	14	12	—	—
天城町	—	—	—	—	11	6
伊仙町	—	—	1	—	—	—
県計	232	182	295	354	244	349

資料：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」。各年度4月1日現在。

**(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況****① 事業の実施状況**

地域子ども・子育て支援事業は以下に示す13事業で構成されており、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い実施する事業です。

**② 地域子ども・子育て支援事業の概要****ア 利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

**イ 延長保育事業**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

**ウ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

低所得世帯の子ども等が特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

**エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

**オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

**カ 子育て短期支援事業**

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

**キ 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**ク 養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**ケ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

**コ 地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### サ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### シ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

### ス 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

図表- 125 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（単位：市町村）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者支援事業	6	11	12	18
延長保育事業	31	31	32	32
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1	1	3	5
多様な事業者の参入促進・能力開発事業	0	0	0	1
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	39	40	40	40
子育て短期支援事業	15	14	14	13
乳児家庭全戸訪問事業	32	33	34	34
養育支援訪問事業	15	16	15	15
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4	4	5	5
地域子育て支援拠点事業	36	37	37	37
一時預かり事業	30	31	30	33
病児保育事業	17	19	21	21
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	12	12	15	17

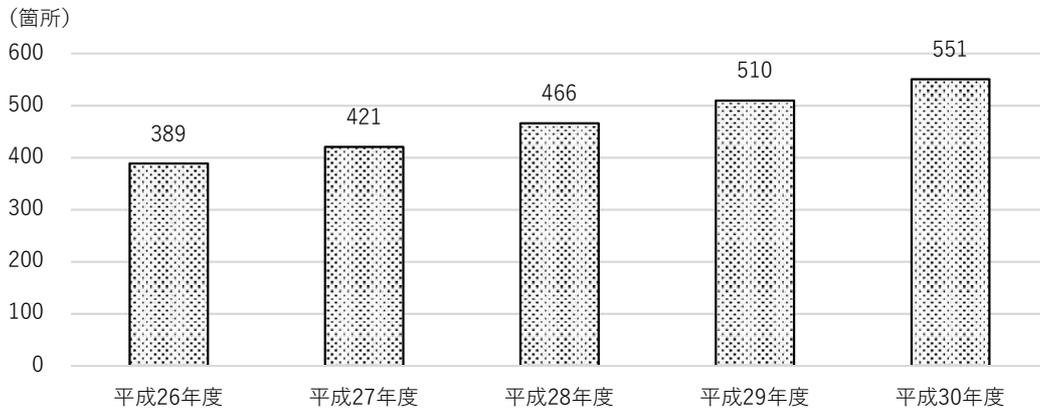
資料：県子育て支援課調べ

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

ア 施設数の推移

県内の放課後児童クラブは2014（平成26）年度は、389施設でしたが、2018（平成30）年度は551施設と、2014（平成26）年度と比較すると、162施設増加しています。

図表- 126 放課後児童クラブ数の推移



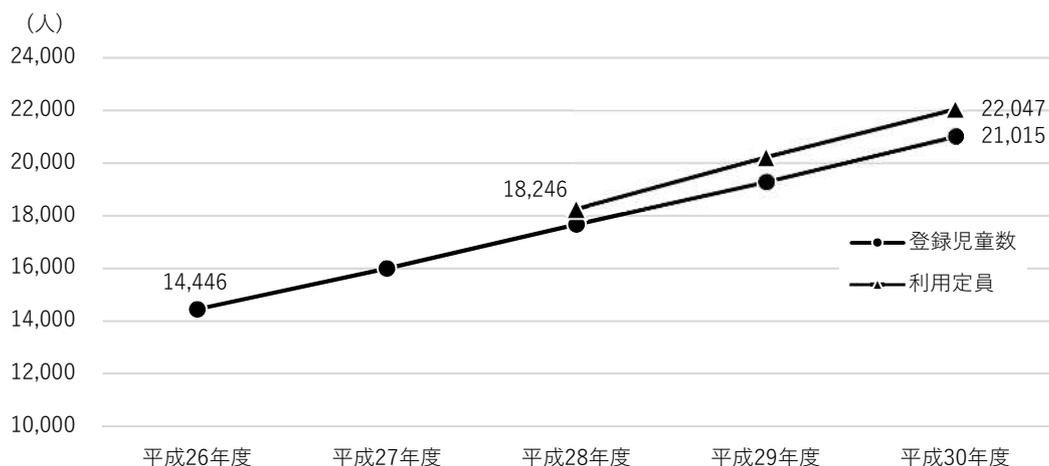
資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」

イ 登録児童数等の推移

本県の放課後児童クラブ登録児童数は2014（平成26）年度は、14,446人でしたが、2018（平成30）年度は21,015人と、2014（平成26）年度と比較すると6,569人増加しています。

また、利用定員数については、2016（平成28）年度は、18,246人でしたが、2018（平成30）年度は22,047人と、2016（平成28）年度と比較すると3,801人増加しています。

図表- 127 登録児童数等の推移

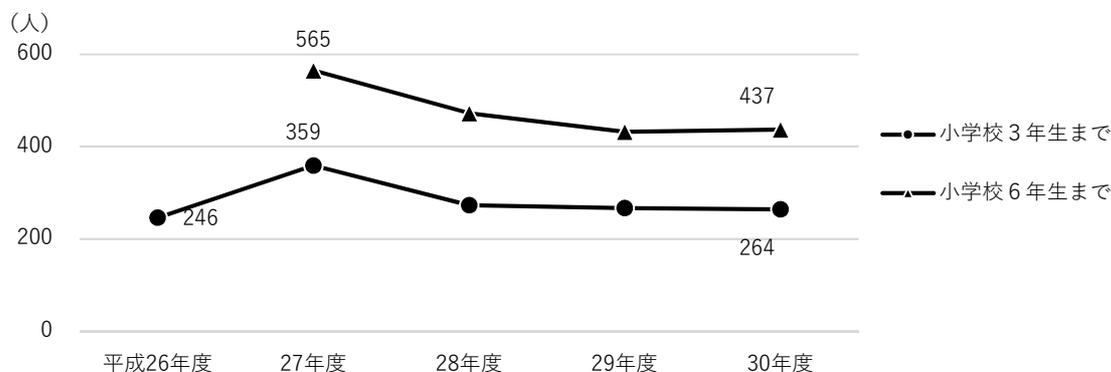


資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」。利用定員数については、2016（平成28）年度から調査している。

ウ 待機児童の推移

本県の放課後児童クラブ待機児童数は、2015（平成27）年度は小学3年生までは359人、小学6年生までは565人でした。2018（平成30）年度は小学3年生までは264人、小学6年生までは437人と、いずれも減少しています。

図表- 128 放課後児童クラブ待機児童数の推移



資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査」。小学校6年生以上については、2015（平成27）年度から調査。

放課後児童クラブ待機児童数を市町村別に確認すると、2018（平成30）年度の小1～小3までは、鹿児島市（72人）、出水市（68人）、霧島市（41人）の順となっています。

小1～小6までについては、鹿児島市（181人）、出水市（86人）、始良市（50人）の順となっています。

図表- 129 放課後児童クラブ待機児童数の推移（市町村別、単位：人）

	小1～小3まで					小1～小6まで			
	H26	H27	H28	H29	H30	H27	H28	H29	H30
鹿児島市	171	242	135	103	72	414	298	229	181
鹿屋市	—	—	—	4	—	—	—	5	—
阿久根市	3	2	—	4	—	2	—	7	—
出水市	42	43	19	31	68	43	22	47	86
指宿市	—	—	—	8	2	—	—	8	4
垂水市	—	—	—	1	—	—	—	1	9
薩摩川内市	1	21	34	15	39	28	43	18	44
霧島市	19	18	51	69	41	20	59	77	43
南さつま市	—	—	1	—	—	—	1	—	—
志布志市	—	—	—	9	1	—	—	9	6
奄美市	—	7	9	7	10	7	9	7	10
始良市	—	26	24	16	30	51	25	24	50
長島町	—	—	—	—	—	—	—	—	3
大崎町	6	—	—	—	—	—	—	—	—
屋久島町	—	—	—	—	1	—	—	—	1
喜界町	4	—	—	—	—	—	15	—	—
合計	246	359	273	267	264	565	472	432	437

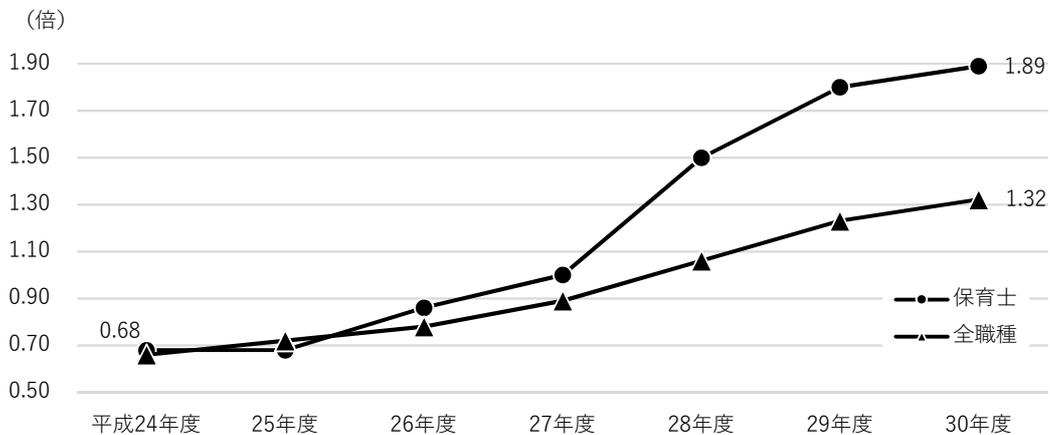
資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」。小学校6年生以上については、2015（平成27）年度から調査。

### (3) 保育士等の確保

#### ① 有効求人倍率

本県の保育士の有効求人倍率は、2012（平成24）年度平均は0.68倍でしたが、その後、上昇傾向にあり、2018（平成30）年度平均は1.89倍と、全職種の1.32倍を大きく上回っています。

図表- 130 本県における保育士の有効求人倍率の推移



資料：鹿児島労働局「常用福祉の職業」

#### ② 勤続年数

2014（平成26）年度の本県の保育士の勤続年数は8.0年、幼稚園教諭の勤続年数は6.1年に比べ、2018（平成30）年度には保育士9.5年、幼稚園教諭8.5年と長くなりましたが、全職種の11.0年を下回っています。

図表- 131 本県における保育士等の勤続年数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全職種	10.9年	10.7年	11.2年	11.3年	11.0年
幼稚園教諭	6.1年	7.9年	6.0年	4.9年	8.5年
保育士	8.0年	6.2年	9.0年	8.6年	9.5年

資料：厚生労働省「賃金構造等計調査」

#### ③ 賃金

2014（平成26）年度の本県の保育士の賃金は2,932千円、幼稚園教諭の賃金は2,947千円でしたが、2018（平成30）年度には保育士3,329千円、幼稚園教諭3,174千円とそれぞれ上昇しましたが、全職種の3,954千円を下回っています。

図表- 132 本県における保育士等の賃金の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全職種	3,842千円	3,935千円	3,844千円	3,835千円	3,954千円
幼稚園教諭	2,947千円	3,017千円	2,888千円	2,606千円	3,174千円
保育士	2,932千円	2,713千円	2,986千円	2,946千円	3,329千円

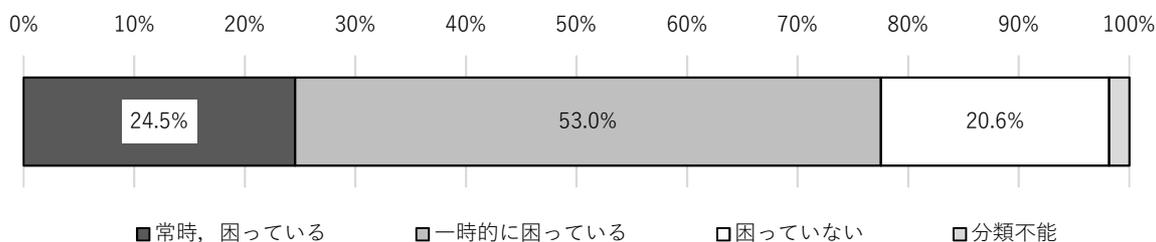
資料：厚生労働省「賃金構造等計調査」を元に、県子育て支援課にて集計

④ 保育士ニーズ調査結果

ア 保育士確保に困難を感じている度合い

2015（平成 27）年度に県が実施した「保育士ニーズ調査」によると、「常時、困っている」が 24.5%、「一時的に困っている」が 53.0%となっており、約 8 割の保育施設が保育士確保に困難を感じています。

図表- 133 保育士ニーズ調査結果（保育士確保に困難を感じている度合い）



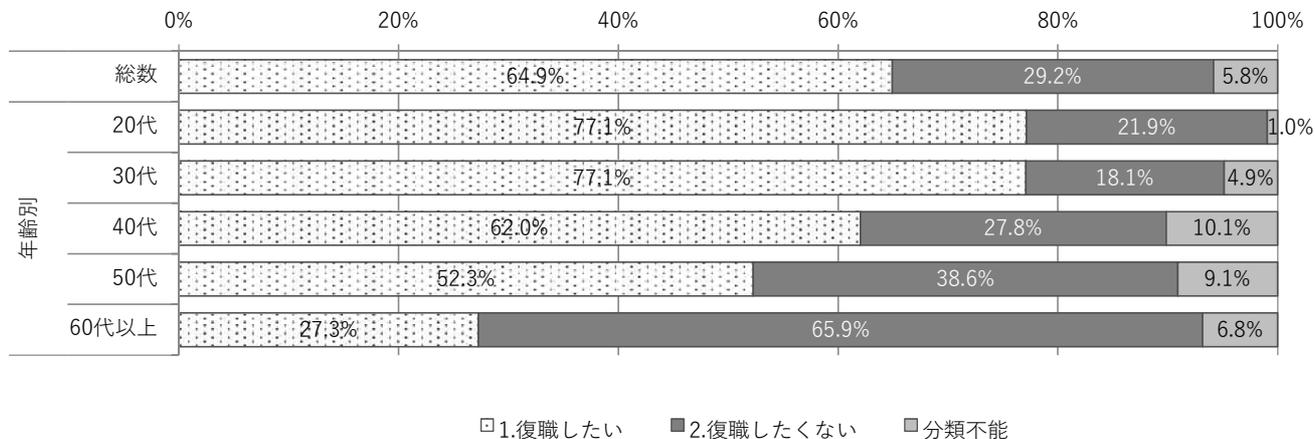
資料：保育士ニーズ調査（問 10）

イ 潜在保育士の復職希望

「保育士ニーズ調査」によると、潜在保育士のうち、過去保育士として働いていた人の保育士への復職希望は、「復職したい」が 64.9%、「復職したくない」が 29.2%となっています。

年齢別では、「20代」、「30代」の復職希望は高いですが、「40代」以降は年齢が高くなるにつれて復職希望が低くなる傾向にあります。

図表- 134 保育士ニーズ調査結果（復職希望の有無（離職者））

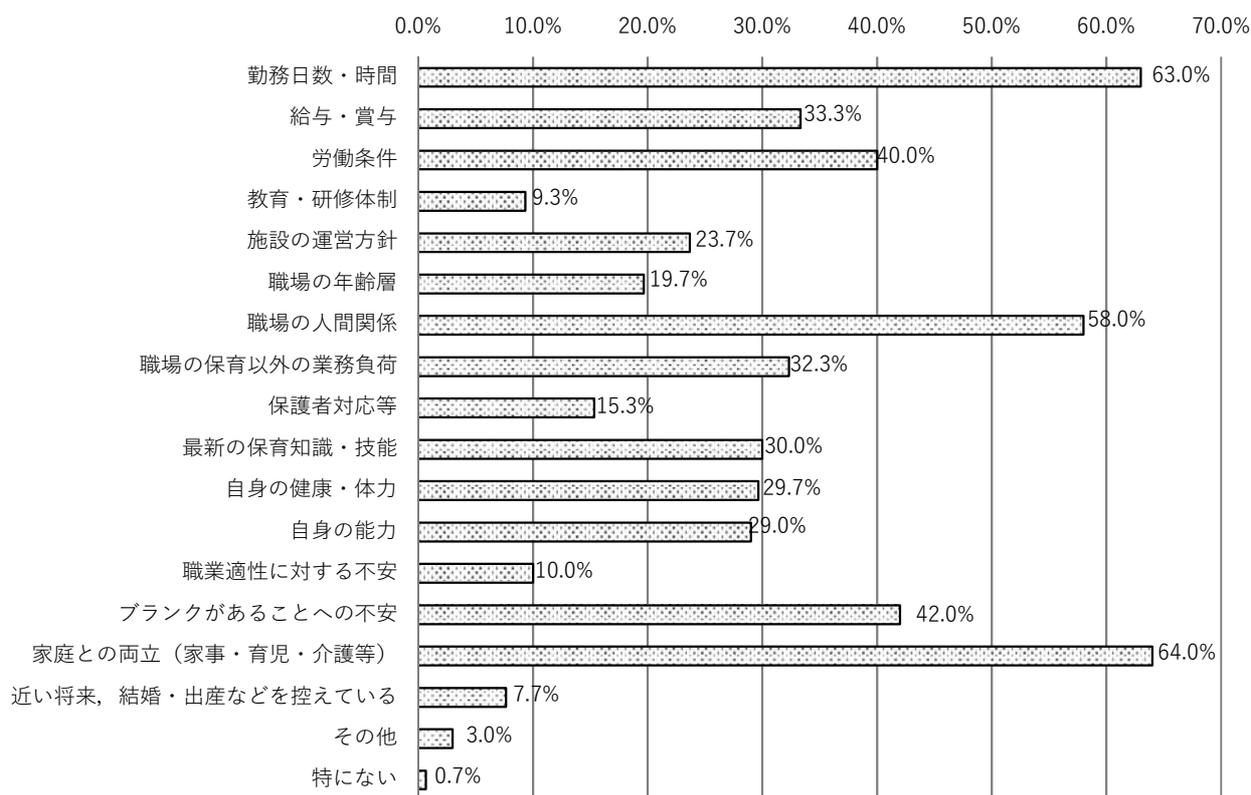


資料：保育士ニーズ調査（問 21）

ウ 復職に当たっての不安要素

「保育士ニーズ調査」によると、家庭との両立（家事・育児・介護等）が 64.0%で最も高く、次いで「勤務日数・時間」が 63.0%、「職場の人間関係」が 58.0%、「空白があることへの不安」が 42.0%、「労働条件（手当の種類、有給、育休制度等）」が 40.0%となっています。

図表- 135 保育士ニーズ調査結果（復職にあたっての不安要素）



資料：保育士ニーズ調査（問23）

## 第3章 これまでの取組と成果

### 1 これまでの取組と成果

かごしま子ども未来プラン 2015（2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）では、「結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として進めていくこととしており、「ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援」については、「ライフステージに応じた支援」と「ライフステージを通じた支援」とに分類し、施策を展開してきました。

[1]ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

	施策の方向	基本施策	施策目標
ライフ ス テ ー ジ に 応 じ た 支 援	1 総合的な結婚支援の推進	(1) 結婚への支援	① 結婚に対する取組支援 ② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備
	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 子どもの健全育成 ⑤ 地域における人材養成
			① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減 ② 乳幼児等の保健対策の推進 ③ 小児医療の充実 ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ⑤ 「食育」の推進
		(2) 子育ての経済的負担の軽減	① 障害児施策の充実等 ② 児童虐待防止対策の推進 ③ 社会的養護体制の充実
		(3) 子どもの健康の確保及び増進	④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援 ① 教育支援の充実 ② 生活支援の充実 ③ 保護者に対する就労支援の充実 ④ 経済的支援の充実
		(4) 障害児や要保護児童等への対策の推進	① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
(5) 子どもの貧困対策の推進		① 鹿児島県の特徴を生かした子育て支援施策の推進	
通 じ た 支 援	4 成長に応じた教育の推進	(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 仕事と子育ての両立支援等の推進	(1) 仕事と生活の両立の推進 (2) 雇用の場の確保	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ① 県内雇用の確保と創出

[2]社会全体で行動し、少子化対策を推進

	施策の方向	基本施策	施策目標
1	結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進
		(2) 子育てを支援する生活環境の整備 (3) 子どもの安全の確保の推進	① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ② 被害に遭った子どもの保護の推進 ③ 地域における子どもの安全確保
2	企業の取組促進	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

## 2 目標達成状況

かごしま子ども未来プラン 2015 においては、少子化対策に直結し、「重点目標及び施策の方向」で位置づけた主な取組に関連する「重点数値目標」をはじめ 54 項目の数値目標を設定しており、達成状況（2018（平成 30 年）度末時点）については、既に目標を達成したものが 17 項目、概ね順調に進捗しているものが 12 項目となっています。

### (1) 重点数値目標

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	婚活サポーターの委嘱数	人	244	307	1,000	
2	婚活イベントの年間情報提供数	回	20	77	70	
3	平均初婚年齢	歳	男性 30.5 歳 女性 29.0 歳	男性 30.4 歳 女性 29.1 歳	現状より若く する	
	A いずれは、結婚しようとする未婚者の割合	%	70.3	68.5	増加させる	
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	
	B 予定している子どもの数が 2 人以上と答える人の割合	%	63.1	74.7	増加させる	
5	保育所等待機児童数	人	232	244	0	
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	か所	82	104	97	
7	延長保育事業の受入可能者数	人	13,995	28,268	28,107	
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	人	14,014	46,988	40,941	
9	放課後児童クラブ待機児童数	人	246	437	0	
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	か所	12	19	20	
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合	%	7.6	20.8	増加させる	
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している人の割合 ①女性の妊娠する力は歳を重ねるにつれて下がっていく ②男性も歳を重ねると精子の数が減る	%	—	①94.5 ②84.9	70.0%	
11	男性の育児休業取得率	%	1.3	5.5	6.4	
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	50.7	54.2	70	
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合	%	9.8	15.4	増加させる	

## (2) 包含する計画において掲げる目標値

## ① 母子保健計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	妊娠 1 1 週以内での妊娠の届出率	%	88.8 <sup>※1</sup>	90.7 <sup>※3</sup>	100.0	暫定値
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	3.0 <sup>※2</sup>	2.4 <sup>※3</sup>	0.0	暫定値
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	%	4.3 <sup>※2</sup>	0.8 <sup>※3</sup>	0.0	暫定値
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重 2,500 g 未満)	%	10.4 <sup>※4</sup>	11.5 <sup>※5</sup>	減少させる	平成 29 年度実績
5	乳児死亡率 (出生千対)	%	2.5 <sup>※4</sup>	2.6 <sup>※5</sup>	減少させる	平成 29 年度実績
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	-	15	20	
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	市町村	3	20	20	
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	40	41	全市町村	
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	17	22	全市町村	
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	%	84.0 <sup>※2</sup>	78.7 <sup>※3</sup>	増加させる	暫定値
11	積極的に育児に参加している父親の割合	%	48.5 <sup>※2</sup>	65.0 <sup>※3</sup>	増加させる	暫定値
12	4 種混合の予防接種率	%	91.9	101.8	95.0 以上	
13	麻疹・風疹(MR)の予防接種率	%	92.4	97.4	95.0 以上	
14	3 歳児でむし歯のない者の割合	%	75.5 <sup>※6</sup>	81.2 <sup>※7</sup>	82.5	暫定値
15	1 2 歳児でむし歯のない者の割合	%	51.5	58.1	57.4	
16	1 0 代の人工妊娠中絶実施率 (1 5 ~ 1 9 歳人口千対)	人	7.9 <sup>※8</sup>	5.1 <sup>※9</sup>	7.0	平成 29 年度実績
17	1 0 代の性感染症の報告数 (1 定点医療機関あたり)	人	4.56 <sup>※10</sup>	3.63	減少させる	
18	1 0 代の自殺率 (当該年齢人口 1 0 万対)	人	2.5 <sup>※11</sup>	1.4	減少させる	平成 29 年度実績

※1 平成 25 年度実績

※2 厚生労働省による抽出調査 (平成 25, 26 年)

※3 厚生労働省母子保健課調査

※4 人口動態統計 (平成 25 年)

※5 人口動態統計 (平成 29 年)

※6 平成 25 年度 3 歳児歯科健康診査

※7 平成 30 年度 3 歳児歯科健康診査

※8 平成 25 年度衛生行政報告例

※9 平成 29 年度衛生行政報告例

※10 H25~26 年の 5 か年における 4 疾患の平均

※11 人口動態統計(平成 21~25 年)

## ② 子どもの貧困対策計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	人	1,280	1,308	1,320	
2	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	市町村	3	3	10	

## ③ 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談数	件	743	544	増加させる	

## (3) その他

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(幼・小・中・高校)	%	96.4	100.0	100.0	
2	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成(幼稚園・小・中・高校)	%	94.8	100.0	100.0	
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	店舗	1,849	1,843	2,100	
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施率	%	-	88.4	100.0	
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	千人	311	773	1,484	
6	休日保育の実施か所数	か所	23	25	30	
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	人	1,442	1,365	2,170	
8	幼稚園における預かり保育の実施率	%	-	71.5	100.0	
9	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	か所	2	14	42	
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	人	-	1,805	1,500	
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	人	101	1,034	450	
12	認可保育所等の利用定員総数	人	-	42,232	44,269	
13	交通安全教育の普及	回	314	256	320	
14	「育児の日」における企業の取組状況	社	123	126	200	
15	かごしま子育て応援企業登録数	社	263	452	470	
16	男性の家事・育児時間	時間	0 時間 53 分	1 時間 03 分	1 時間 07 分	平成 28 年度実績

## 第4章 計画の基本理念と推進体制

### 1 基本理念, 基本目標及び施策の方向

鹿児島県の未来を担うのは子どもたちです。人口減少, 子どもの減少に少しでも歯止めをかけることが必要です。結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望がない, 県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため, 切れ目のない支援が重要です。

また, 生まれながらの格差をなくし, 子どもたちが夢と希望を持って, 安心してたくましく, 心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため, 次の基本理念及び基本目標のもと, 5つの施策の方向に沿って, 各種施策を推進していきます。

**基本理念:** 子どもを産み育てやすい鹿児島県を目指して ~子どもたちの笑顔と未来のために~

**基本目標:** 個々人の結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望が, 県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し, 少子化に歯止めをかけるとともに, 次世代の育成を支援します。

#### 施策の方向

##### ① 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信, 個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実などに努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。また, 安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境を整備し, 妊娠・出産, 産後にわたる切れ目のない支援を行います。

##### ② 安心して子育てができる社会づくり

子育ての様々な不安や負担を和らげ, 全ての子育て家庭が安全かつ安心して子どもを育てられるよう, 社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに, 幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育ての経済的負担の軽減, 子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

##### ③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが, 豊かな心や健やかな体, 社会で自立する力を身につけられるよう, 知・徳・体の調和のとれた教育の推進や, 安全・安心で質の高い教育環境づくりを行います。また, 学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより, 次代の鹿児島県を牽引する人材を育成します。

##### ④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子どもたちが, 家庭の経済的状況等にかかわらず, それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう, 児童虐待防止や子どもの貧困対策, ひとり親家庭の自立支援, 社会的養育の充実・強化などを推進します。

## ⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

仕事と生活、仕事と子育ての両立を可能し、各々のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるように、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備等を行います。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

## 2 施策体系

施策の方向	基本施策	掲載頁
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1) 総合的な結婚支援の推進	82
	(2) 健やかな妊娠・出産への支援	84
	(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	89
2 安心して子育てができる社会づくり	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	94
	(2) 地域における子育ての支援	96
	(3) 保育士等の人材確保	106
	(4) 子育ての経済的負担の軽減	109
	(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	112
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	117
	(2) 安全で安心な学校づくり	121
	(3) 特別支援教育の充実	123
	(4) 幼児教育の充実	125
	(5) 郷土教育の推進	127
	(6) 家庭教育の充実	129
	(7) 次世代をリードする人材の育成	132
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実	136
	(2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	140
	(3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	152
	(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	154
	(5) 子ども・若者の社会的自立の支援	157
	(6) 社会的養育の充実・強化	159
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	161
	(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	163
	(3) 雇用の場の確保	165

### 3 推進体制

#### (1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

具体的には、「県少子化対策推進本部」において、各種施策の総合調整を行い、全庁的に計画を推進します。

また、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である「鹿児島県子ども・子育て支援会議」の意見を踏まえ、計画を推進していきます。

#### (2) 県民との協働

計画の推進に当たっては、県民の理解と参加が不可欠です。

そのため、個人やボランティア、地域の自治会、NPO、企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し、それぞれの役割分担を踏まえながら、幅広い協働により計画を推進します。

また、市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町、村）民会議など、関係機関・団体等との連携を図ります。

#### (3) 市町村との連携

計画に掲載されている施策の中には、市町村が実施主体となる施策もあり、また、市町村の取組が積算基礎となっている数値目標もあることから、市町村の取組も円滑に推進していくことが重要です。地域における子育て支援や児童の健全育成、母子保健対策など、住民の日常生活に密着した、子育てしやすい環境づくりを図るため、市町村と連携しながら取組を進めます。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

### 4 点検, 評価, 見直し

計画の達成状況の点検, 評価, 見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

#### (1) 点検, 評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検, 評価を行い、その結果を公表します。

#### (2) 見直し

市町村においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととなっています。県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、県の計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。